

横浜市行政不服審査会答申
(第57号)

平成30年11月21日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

審査請求人は、平成 29 年 2 月 3 日から同年 7 月 21 日までの間、自己名義の 2 つの預金口座宛てに合計 660,100 円の入金（以下「本件入金」という。）があったにもかかわらず、これを収入として申告しなかった。

そのため、南福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）は、本件入金を未認定の収入として、平成 30 年 3 月 30 日、審査請求人に対し、平成 29 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間に支弁した保護費（1,817,730 円）のうち、当該未認定の収入額と同額の保護費（660,100 円）について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条第 1 項の規定に基づき、生活保護費用徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件は、同年 4 月 25 日、審査請求人が、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件入金のうち、A 銀行の口座に入金されたものは、友人への貸付金の返済金であり、審査請求人の積極財産に実質的な増加は認められない。

本件入金のうち、B 銀行の口座に入金されたものについては、同口座は審査請求人の知人が管理していた口座であり、審査請求人は当該入金に関与しておらず、当該入金が存在を知らなかった。

したがって、本件入金は、審査請求人の積極財産に実質的な増加をもたらしておらず、法第 61 条が定める「収入」ではないから、本件処分は違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書及び再弁明書において主張している本件処分に対する主

張は、次のように要約される。

本件入金は、いずれも審査請求人名義の預金口座に入金されたものであり、どちらも審査請求人によって認知管理されていた口座である。したがって、本件入金は、法第 61 条の「収入」に該当することは明らかであり、審査請求人には、法第 61 条の収入届出義務に反する事実が認められる。審査請求人は、処分庁より届出義務の説明を受けていたにもかかわらず、本件入金について一切届出をしていないのであるから、法第 78 条第 1 項違反の事実が認められる。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件入金が法第 61 条の申告すべき「収入」に当たるか

ア 申告義務の対象となる「収入」について

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と定め、被保護者に対して、収入等に関する処分庁への届出義務を課している。同条が被保護者に対して収入を申告する義務を課しているのは、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握して保護の適正を図るためと解される。そして、保護実施機関が職権により被保護者の状況を調査し、把握するとしても、それだけでは、被保護者の状況を把握しきれないところも生じうることなどからすれば、被保護者の届出は、保護実施機関の行う調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に欠くことができないものであって、適正な保護の実施にあたって、不可欠な前提をなすものと解するのが相当である。

この点からすると、被保護者が収入を申告するに当たっては、適正な

保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁が収入をありのままに把握することが必要である。すると、被保護者が法第 61 条に基づき届出義務を負う「収入」とは、現実が増加している金銭等であれば、その種類や原因のいかんは一切問わない（ただし、保護費は除外される。）と考えるべきであり、後日、保護実施機関が収入認定の対象にしないもの及び控除の対象となるものについても、法第 61 条の「収入」に当たり、申告の対象となる。

イ A 銀行への入金について

本件入金のうち、審査請求人名義の A 銀行の通常預金口座に入金されたものについて、審査請求人は、友人からの貸付金の返済を受けたものであると主張する。

この点、当該入金が貸付金の返済であるとする証拠は本審査請求手続において提出されておらず、当該入金の理由は必ずしも明らかではないが、これが審査請求人の主張するとおり貸付金の返済金であるとしても、当該入金は、審査請求人の管理する A 銀行の口座内に入金され、同預金残高が増加して現実に利用可能な金銭等の増加を生じさせるものである。

したがって、本件入金のうち、A 銀行の口座に入金された金員については、法第 61 条の届出義務の対象となる「収入」であるといえる。

ウ B 銀行への入金について

本件入金のうち、審査請求人名義の B 銀行の普通預金口座に入金されたものについて、審査請求人は、知人にキャッシュカードを交付するなどして使用させており、自らは管理権を失っていたと主張する。

しかし、仮に、審査請求人において当該口座のキャッシュカードを他人に貸与していた事実があったとしても、当該口座は、審査請求人が自らの意思で作成し、その存在を認識していた口座であるうえ、自らの意思でそれを第三者に利用させていたものである。そうだとすると、口座名義人である審査請求人は、銀行に直接問い合わせるなどして、当該口座の利用状況を把握することは可能であったし、口座の利用停止、カードの再発行等々の手続をとることができ、同口座への知人の関与を排除して、自らの管理下に回復することはいつでも可能であったといえる。

そうだとすると、本件においては、審査請求人が当該口座への管理権

を失っていると見るべきではなく、当該口座内の金員を審査請求人が利用することも、法第 61 条の申告義務の履行に向けて当該口座の取引内容を審査請求人において把握することも十分可能であったと認められる。

したがって、本件入金のうち、B 銀行の口座に入金された金員についても、法第 61 条の届出義務の対象となる「収入」であるといえる。なお、当該入金については、その入金があった理由が審査請求人にとって必ずしも明らかでなかった可能性があるが、前述のとおり、法第 61 条は、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁が収入をありのままに把握することが必要との趣旨で定められた規定であることからして、そのような場合であったとしても、審査請求人の申告義務が免除されるものではない。

(2) 法第 78 条第 1 項の「不実の申請その他不正な手段」に該当するか

被保護者が自らの預金口座にあった入金についてこれを申告しなかったことが、法第 78 条第 1 項に定める「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たというためには、単に当該入金が法第 61 条の申告義務の対象となる収入であったということだけでは足りず、それに加えて、保護実施機関から、当該被保護者に対し、申告義務の内容についての説明が事前になされているなど、被保護者において当該入金が申告義務の対象であることを事前に認識可能であったことが必要となる。

この点、審査請求人は、平成 28 年 11 月 22 日、処分庁から、「生活保護のしおり（保護を受けている方へ）」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を用いるなどして、申告すべき収入の説明を受け、「生活保護法に基づく権利義務等の確認について」という書面に署名押印をしている。

当該ハンドブックにおいては、法第 61 条の申告義務について詳細な説明がなされており、収入についても「働きによる収入」と「働きによらない収入」とに分けて説明がされるなど、被保護者の収入について幅広く申告義務が定められていることが説明されており、「働きによらない収入」の説明の中には、生命保険の解約返戻金や生活保護受給中に行った借入（借金）といった被保護者の総体的な財産の増加を伴わないものも含まれている。したがって、当該ハンドブックからは、被保護者に生活に利用可能な財産の増加があった場合には、それを広く一般的に申告の対象としていることが読み取れ

る。

また、本件入金は、いずれも審査請求人の名義の預金口座に、第三者から複数回にわたって入金された資金であること及び銀行口座が一般人の金銭管理の基本をなす部分であることを考えれば、その法的な性質や経緯に様々あったとしても、一般人をしてこれを保護実施機関に申告する必要性があることを認識させられるものであったと見ることができる。

以上より、本件においては、審査請求人に対し、処分庁から、本件入金が申告義務の対象となる収入に該当するか否かについて、それを判断するに足る説明等が一応事前になされていると見るべきである。これに加えて、本件入金の内容は一般人にとっても申告義務の存在を認識しうるものであるから、審査請求人において申告義務の存在を認識可能であったというべきである。

したがって、審査請求人は、本件入金について「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たということができる。

(4) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は、適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 30 年 5 月 10 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 30 年 5 月 29 日	・ 弁明書等の受理
平成 30 年 6 月 11 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成 30 年 7 月 5 日	・ 提出書類等閲覧等請求
平成 30 年 8 月 9 日	・ 提出書類等閲覧等決定
平成 30 年 8 月 21 日	・ 反論書の受理
平成 30 年 8 月 23 日	・ 反論書（副本）の送付及び再弁明書の提出等依頼
平成 30 年 9 月 12 日	・ 再弁明書等受理
平成 30 年 9 月 14 日	・ 再弁明書（副本）の送付及び再反論書の提出等依頼
平成 30 年 10 月 26 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 11 月 1 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 30 年 11 月 7 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 30 年 11 月 21 日	・ 調査審議